

G Xフューチャー・リーグ会員規程

事務局は、G Xフューチャー・コンソーシアム規約（以下「規約」という。）の規定に基づき、及び規約を実施するため、この規程を制定する。

（リーグ入会資格）

第1条 リーグ会員になろうとする者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- 一 規約第4条に定めるG Xフューチャー・コンソーシアム会員であること
- 二 内国法人（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の78第2項第5号に定める「内国法人」をいう。）又は国内で事業を行う外国会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第2号に定める「外国会社」をいう。）であること

（リーグ入会手続）

第2条 リーグ会員になろうとする者は、事務局が別に指定する様式により、次に掲げる事項を記載した意向確認書を事務局に提出しなければならない。

- 一 法人名、法人番号、代表者氏名、業種、担当者氏名及び連絡先
 - 二 第4条の規定による報告を行うことの誓約及び報告した内容を公表することへの同意
- 2 前項のリーグ会員になろうとする者に加えて、当該者以外のリーグ会員になろうとする子会社等の関連会社がある場合には、前項のリーグ会員になろうとする者が、当該子会社等の関連会社を含めた組織境界（前項のリーグ会員になろうとする者の子会社等の関連会社であって、リーグ会員になろうとする者として当該グループ代表企業が設定する子会社等の関連会社の範囲をいう。以下同じ。）に属するリーグ会員になろうとする全ての者を代表する者（以下「グループ代表企業」という。）として、前項各号に加えて、自社以外の組織境界に属する全ての者に関する次に掲げる事項を記載した意向確認書を事務局に提出することができる。
- 一 当該子会社等の関連会社の法人名、法人番号及び業種
 - 二 グループ代表企業及びグループ代表企業以外の組織境界に属する全ての者について、各社ごとの第4条の規定による報告を個社単位で提出する意向の有無
 - 三 前号の第4条の規定による報告を個社単位で提出する意向のある当該子会社等の関連会社が第4条の規定による報告をする旨の誓約及び報告した内容を公表することへの同意
- 3 令和8年度にリーグ会員になろうとする者は、令和8年3月3日から同年6月30日までの間に、第1項に定める意向確認書を事務局に提出しなければならない。令和9年度以降にリーグ会員になろうとする者は、リーグ会員になろうとする年度の前年度の7月1日から当該年度の6月30日までの間に、第1項に定める意向確認書を事務局に提出しなければならない。
- 4 前項までの規定にかかわらず、旧TCFDコンソーシアム会員である外国会社又は外資系企業（経済産業省「外資系企業動向調査」で定義される外資系企業をいう。）が、旧TCFDコンソーシアムから継続する活動のみへの参加を希望する場合であって、第4条の規定による報告等が困難である場合には、第4条に定める要件と同等のコミットメントを行っていることと事務局が認める限りにおいて、前項までの手続によらず入会することができる。

(期限付のリーグ会員)

第3条 事務局は、意向確認書に前条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項が記載されていることを確認したときは、前条第3項の意向確認書を提出しリーグ会員になろうとする年度の4月1日(ただし、意向確認書の提出日が当該年度の4月2日から6月30日までの場合は当該提出日。以下「入会日」という。)に、意向確認書に記載された法人をGXフューチャー・リーグ会員(期限付)(以下「期限付のリーグ会員」という。)とする。

2 前項の期限付のリーグ会員の資格は、入会日の属する年度の11月1日に失効する。

(リーグ入会要件)

第4条 期限付のリーグ会員は、事務局が別に指定する様式により、GXフューチャー・リーグへの入会要件である次の各号に掲げる事項を入会日の属する年度の10月31日までに事務局に報告しなければならない。第2条第2項の規定により意向確認書を提出した場合は、グループ代表企業が、事務局に報告しなければならない。

一 令和12年度の直接排出量及び間接排出量目標(ただし、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(令和5年法律第32号。以下「GX推進法」という。)における脱炭素成長型投資事業者であって、直接排出量及び間接排出量目標の提出を同法第73条に規定する移行計画の写しに代えることを希望する者(以下「移行計画による報告者」という。)にあつては、当該移行計画の写し)

二 GX需要創出への取組として次に掲げる事項のうち、2つ以上(ただし、イを選択した場合には1つ以上)のコミットメント

イ GX率先実行宣言の実施

ロ GX製品又はサービスの積極的調達又は販売

ハ 調達に関するアライアンスの発起又は参画

ニ GXに係るコスト負担に関する合意

ホ キャパシティ・ビルディング支援、人的支援又は技術支援

へ 設備投資支援

ト 排出削減に取り組むサプライヤーの積極評価

チ CFPの算定、Scope 3の算定又はScope 3排出量の目標設定

リ サステナブルファイナンス等の実施

ヌ 金融機関等の支援機関によるエンゲージメントの実施

ル クライメート・トランジション利付国債の購入

2 事務局が前項の報告を期限までに不備なく行ったと認めた期限付のリーグ会員は、当該報告日をもって、期限の定めのないGXフューチャー・リーグ会員(以下「リーグ会員」という。)とする。

3 リーグ会員(第2条第2項の規定により意向確認書を提出した場合にあつては、グループ代表企業。次項において同じ。)は、事務局が別に指定する様式により、意向確認書を提出した年度から毎年度10月31日までに、直接排出量及び間接排出量の実績(第1項第1号に規定する移行

計画による報告者にあつては、GX推進法第73条に規定する移行計画の写し、移行計画による報告者以外の者にあつては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に規定する温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の報告における様式の写し）を事務局に報告しなければならない。

4 リーグ会員は、事務局が別に指定する様式により、入会日の翌年度から毎年度10月31日までに、第1項第2号のコミットメントに係る取組状況を事務局に報告しなければならない。

（脱退）

第5条 期限付のリーグ会員又はリーグ会員は、事務局に届け出ることにより、GXフューチャー・リーグから脱退することができる。

（附則）

第1条 この規程は、令和8年4月1日から適用する。